

船橋市朝の子供居場所づくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者が出勤時刻に間に合わない等の理由で、子供だけで過ごす時間ができてしまう児童に対し、安心して過ごすことができる居場所を提供する「朝の子供居場所づくり事業」（以下「事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 対象児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業実施校に在籍している児童
- (2) 事業実施校の放課後ルームまたは船っ子教室に通っている児童
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要があると認める児童

(実施校)

第3条 実施校は、別表のとおりとする。

(実施時間)

第4条 実施時間は、午前7時から始業時刻までとする。ただし、次に掲げる期間については、午前7時から9時までとする。

- (1) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日
- (2) 学年始め休業日 4月1日から4月6日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月24日から翌年1月5日まで
- (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要があると認めるときは、実施時間を変更することができる。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(利用登録)

第6条 児童に事業を利用させようとする保護者は、船橋市朝の子供居場所づくり事業登録申込書(第1号様式)を教育長に提出し、登録を受けるものとする。

2 登録の有効期間は、令和9年3月31日とする。

(登録事項の変更)

第7条 児童の保護者は、前条第1項の規定に基づく登録内容に変更が生じたときは、速やかに船橋市朝の子供居場所づくり事業登録事項変更届(第2号様式)を教育長に提出しなければならない。

(保険の加入)

第8条 登録する児童は、市の指定する傷害保険に加入するものとし、その費用は市が負担する。

(庶務)

第9条 庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月2日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日から施行する。

(準備行為)

2 事業の運営に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表

実施校
葛飾小学校
法典東小学校
中野木小学校
習志野台第一小学校
塚田南小学校

第1号様式

船橋市朝の子供居場所づくり事業登録申込書

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

申込者

郵便番号	一
住所	船橋市
フリガナ	
氏名	
電話番号	()

船橋市朝の子供居場所づくり事業の利用を希望するので、下記のとおり申し込みます。
記

対象児童	フリガナ			生年月日	平成 令和 年 月 日
	氏名				
	在籍校名		小学校		
	利用校名	(私立学校等に在籍し、在籍校と利用校が異なる場合に記入)			
	放課後ルームの利用	有・無			
	放課後子供教室(船つ子教室)の利用	有・無			

※携帯電話及び職場等、日中連絡をとることが可能な連絡先を2つまでご記入ください。

緊急連絡先 1	フリガナ	児童との続柄
	氏名	
	電話番号 () (携帯電話等)	勤務先等名称 (連絡先が職場またはその他の場合に記入)
緊急連絡先 2	フリガナ	児童との続柄
	氏名	
	電話番号 () (携帯電話等)	勤務先等名称 (連絡先が職場またはその他の場合に記入)
備考	お子様が参加する上で、特に留意すべき事柄(障害者手帳を所持している、発達障害の診断を受けた、アナフィラキシー症状を伴うアレルギー情報、エピペンの所持など)がございましたらご記入ください。	

裏面の注意事項を遵守することに同意します。

ご署名
(申込者)

注意事項

- (1) 登校の際には、見守り場所まで保護者の付き添いをお願いします（おおむね午前7時30分以降に自宅を出る場合は、付き添いは任意としますが、午前7時30分以降でも可能な限り児童の付き添いをお願いします）。
- (2) 車でのお送りはご遠慮ください。
- (3) 児童の体調が悪い日の利用はお控えください。
- (4) 在籍する学級等で学級閉鎖等の期間中は、その学級等の児童は、本事業を利用できません。
- (5) 午前6時の時点で船橋市に各種警報（波浪・高潮を除く）が発表されている場合、本事業は中止します。各ご家庭で気象情報の確認をお願いします。
- (6) 朝食の持参はできません。
- (7) 居場所では自習や読書をして静かに過ごしてください。
- (8) 怪我や急病が発生した場合、見守り員により簡易的な応急処置のみ対応いたします。
程度により、お迎えや救急車を要請する場合があります。事前に登録された緊急連絡先に教育委員会から連絡しますので、速やかにお迎えに来てください。
- (9) 利用児童が見守り員の注意に従わない、ルールが守れない、迷惑行為などがあった場合は、利用をお断りする場合があります。
- (10) 学校内での事業となるため個人情報を学校・放課後ルーム・船っ子教室・教育委員会内で共有することがあります。

第2号様式

船橋市朝の子供居場所づくり事業登録事項変更届

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

申込者

郵便番号	一
住所	船橋市
フリガナ	
氏名	
電話番号	()

船橋市朝の子供居場所づくり事業の登録事項を次のとおり変更します。

記

対象児童	フリガナ		
	氏名		
	在籍校名	小学校	年

変更項目

変更するすべての項目の番号を○で囲んでください

<対象児童に関すること>

1. 放課後ルームの利用有無
2. 放課後子供教室（船っ子教室）の利用有無
3. 在籍校名
4. 利用校名
5. 氏名／フリガナ

<申込者に関すること>

6. 郵便番号／住所・氏名・電話番号

<登録の抹消に関すること>

7. 登録抹消

<緊急連絡先に関すること>

8. 氏名／フリガナ
9. 児童との続柄
10. 勤務先等名称
11. 電話番号
12. 緊急連絡先の追加

変更前	
変更後	
変更発生日	年 月 日